

# 人流データを活用した地域の活性化業務に係る公募型プロポーザル説明書

## 1 プロポーザルの目的

本市では、令和4年3月に策定した「広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」において、多様な主体が保有するデータを横断的に活用できる仕組みを構築し、地域全体でデータを活用できるまちづくりを目指すことを取組方針として掲げている。

そうしたまちづくりを実現していくための施策として、同計画には、人流データを活用して、様々な開発が進んでいる中心市街地の魅力をより高める取組を進めることにより、地域の活性化を図ることとしている。

本業務は、データを活用したまちづくりのモデルケースを示すため、中心市街地の人流データを収集し、地域のエリアマネジメント団体等が行う地域の活性化につながる取組の企画立案や効果検証に活用するものである。ついては、本事業の成果をより一層高めるため、人流データを用いたダッシュボード等の構築・運用及び人流データの活用・分析業務について経験や知見を有する事業者による公募型プロポーザルを実施し、人流データを活用した地域の活性化業務に係る受託候補者を特定する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

人流データを活用した地域の活性化業務

### (2) 事業内容

別紙「人流データを活用した地域の活性化業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

### (4) 委託料の上限額

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする（消費税額及び地方消費税額を含む。）。

契約締結日から令和5年3月31日まで 7,019,000円

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 997,000円

### (5) 事業担当課

企画総務局行政経営部情報政策課（北庁舎4階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話：082-504-2024（直通）

FAX：082-504-2637

E-mail：[info-sys@city.hiroshima.lg.jp](mailto:info-sys@city.hiroshima.lg.jp)

## 3 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。複数の者で構成する共同企業体での参加は、代表者が(1)から(8)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)の要件を満たす場合に限り認める。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行

われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (8) 国や他の地方自治体等において人流データを用いたダッシュボード等の構築・運用及び人流データの活用・分析業務を行った実績があること。

#### 4 公募型プロポーザル参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び下記(1)に記載する添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、共同企業体として応募する場合は、構成する全ての者に係る書類を提出すること。

確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、企画提案書を提出することができる。

##### (1) 添付書類

ア 広島市税について、滞納がないことを証する納税証明書の写し

※ 市内に事業所がない等の理由により広島市税の納付義務がない場合は、申立書（様式2）を提出すること

イ 消費税及び地方消費税について、未納がないことを証する納税証明書の写し

（ア、イについては、発行後3か月以内のもの）

ウ 会社概要（様式3）

##### (2) 提出場所

上記2(5)の事業担当課

##### (3) 提出期限

令和4年5月30日（月）午後5時15分まで

##### (4) 提出方法

直接提出又は配達証明書付き書留郵便による郵送

※ 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

##### (5) 参加資格確認結果の通知

確認後、速やかに書面にて通知する。

#### 5 質問の受付と回答

##### (1) 提出場所

上記2(5)の事業担当課

##### (2) 提出期限

令和4年5月30日（月）午後5時15分まで

##### (3) 提出方法

仕様書等に関する質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

##### (4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページの本件公募に係る資料の配布ページに掲載する。

## 6 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書の構成

#### ア 表紙

「人流データを活用した地域の活性化業務企画提案書」と記載の上、正本には記名・押印すること。副本には、提案者を特定可能な情報を記載しないか、該当箇所にマスキングを施すこと。

#### イ 企画提案

(ア) 仕様書に示す本市の要求事項を基本として、提案者の経験や知見を活用し、本業務が最大限成果を上げるための提案を行うこと。

(イ) 記載に当たっては、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

(ウ) 仕様書に示す本市の要求事項に対し、別紙「人流データを活用した地域の活性化業務に係る受託候補者特定基準（提案評価基準兼採点表）」に示す各項目及び提案依頼事項の内容に基づいて記載すること。

### (2) 業務見積書の提出

企画提案書とともに業務見積書を業務費内訳の確認のため提出すること。ただし、契約の締結に当たっては、別途見積書の提出を求める。

### (3) 提出部数等

ア 提出部数 正本 書面1部

副本 書面10部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存したもの）1部

イ 書式体裁 大きさは、A4縦とし、30頁以内とする。（表紙及び目次は含めない。）

（資料やイメージ図など、見やすくするためA3を使用する場合は、A4の大きさを三ツ折にすること。）

ウ その他 企画提案書は1者1提案とし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

### (4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出場所 上記2(5)の事業担当課

イ 提出期限 令和4年6月20日（月）午後5時15分まで

ウ 提出方法 直接提出又は配達証明書付き書留郵便による郵送

※ 発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

## 7 プレゼンテーション（企画提案書の説明）

### (1) 開催時期及び開催場所

令和4年6月27日（月）に広島市内で開催することを予定しており、時間、場所については別途通知する。

なお、プレゼンテーションを欠席する者の提案は無効とする。

### (2) 説明等の時間

参加者による提案内容の説明は20分、質疑応答は10分として実施することを予定している。

なお、追加資料の配布は認めない。

### (3) その他注意事項

ア プレゼンテーション会場への入室は3名以内とする。

イ プレゼンテーションにおいてプロジェクター、スクリーンを使用する場合、広島市で用意するため、事前に連絡すること。ただし、プロジェクターに接続するパソコン等については提案者が用意すること。

ウ 昨今の新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、Web会議方式により実施する場合があります。その場合、詳細は応募者に別途通知する。

## 8 受託候補者の特定

### (1) 審査方法

企画提案書及びプレゼンテーション内容を踏まえ、「人流データを活用した地域の活性化業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において審査する。

### (2) 評価基準

別紙「人流データを活用した地域の活性化業務に係る受託候補者特定基準」に示す評価基準に基づく。

### (3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された提案者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を本契約の受託候補者として特定する。

ただし、得点の総計が本市の求める最低水準（6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 合計得点の最高位の者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

### (4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、全ての提案者に書面で通知する。

受託候補者として決定されなかった者は、書面により、自らが提出した企画提案書について、評価結果（評価基準項目毎の得点）の開示を求めることができる。評価結果については書面により通知する。

なお、審査の結果（提案者名及び合計点）については、広島市ホームページで公表する。

## 9 契約の方法等

### (1) 受託候補者として特定された者と広島市との間で、仕様書及び企画提案に基づき委託内容等について協議を行い、協議が整った段階で見積書を徴取の上、随意契約の手法により契約を締結する。

なお、受託候補者として決定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の特定を取り消し、次順位の者を候補者として特定し、仕様書及び企画提案に基づき委託内容等について協議を行う。また、特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

### (2) 契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を要する。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

## 10 その他

### (1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程を遵守しなければならない。

### (2) 企画提案及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

### (3) 提案者が本契約案件に参加するための費用及びその後の契約手続に要する費用については、提案者の負担とする。

### (4) 提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。

### (5) 提出期限後における公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

- (6) 提出された企画提案書については、受託候補者の特定及び契約手続にのみ使用し、それ以外の目的で使用する場合は提案者の承諾を得るものとする。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。